

# ドイツにおける職業教育の現状と課題

—難民の社会統合の視点から—

藤田 恭子

## 1. 問題の所在

本稿では、ドイツにおける職業教育の現状や課題、今後の展望を、難民の社会統合という観点を踏まえて整理し、考察する。

シリア内戦の激化などにもない中東からの難民が、2015年夏から2016年にかけて未曾有の規模でヨーロッパに流入した。ドイツでは2015年に476,649件、2016年に745,545件の庇護申請が受理されているが<sup>1</sup>、この数字はあくまで申請が受理された件数にすぎない。申請の準備や受理に時間が必要であるため、実際には上記の時期に、はるかに多くの難民が入国した<sup>2</sup>。また2017年には222,683件、2018年に185,853件、2019年には165,938件の庇護申請が受理されており<sup>3</sup>、徐々に減少してはいるが、難民の流入は今なお続いている。

ドイツでの積極的な難民受け入れの背景として、一つの事実に注目したい。日本と同様の少子高齢化社会といわれてきた同国<sup>4</sup>の人口が2011年で下げ止まり、2012年以降、増加の一途を辿っていることである。連邦統計局によると、2011年末の人口80,327,900人に対し、2012年末には80,523,746人、2018年末には83,019,213人となった<sup>5</sup>。7年間で約270万人の増である。この間、外国人人口は6,342,394人から10,089,292人となった<sup>6</sup>。外国人人口が約374万7千人も増加したことが、ドイツの人口増加の大きな要因であるともいえよう。この外国人のなかには多くの難民も含まれている。すなわち難民の受け入れは、人道的な配慮に基づく政治決断というだけでなく、人口減少と将来の労働力不足や社会保険制度の維持をめぐるドイツ社会の危機的状況に対する一つの処方箋としての側面を持つ。その意味でも、ドイツに流入した難民がドイツ社会に定着し統合されることは、ホスト社会にとってもきわめて重要な問題といえる。

本稿の著者はドイツでの難民受け入れに着目した二つの研究プロジェクトにより、2016年夏より継続的にドイツ東部のザクセン＝アンハルト州ハレ市において市の移民統合専門官(Beauftragte für Migration und Integration)事務所や各種の公立学校を訪問し調査している<sup>7</sup>。その際、著者が特に注目したのは、教育の現状である。移民や難民の社会統合にとって、居住地域の言語の習得は各種の知識を獲得する基礎であり、一定程度の言語能力と知識を習得することで、自立した社会生活を成立させるために必要な収入を得るための職の獲得・保持の可能性も広がる。そのため、各種の学校の状況を継続的に把握するべく試み、実際に多くの努力や措置がなされていることを確認した<sup>8</sup>。その過程で著者は、学校教育から社会への出口にあたる職業教育が難民の社会統合に果たすべき役割の大きさについても改めて認識した。しかしながら、ドイツにおける難民、さらに移民の社会統合における職業教育の実態については、少なくとも日本では十分に踏み込んだ研究がなされていない。

ドイツにおける難民の社会統合と労働市場への統合については、いわゆる「難民危機」のただなかの状況を踏まえて、2016年に久保山亮が優れた論考を発表している<sup>9</sup>。久保山は、ドイツの

難民政策史を振り返り、メルケル政権の難民施策には、従来の制限主義的な措置から社会統合へと大きな方向転換が認められることを示したうえで、難民の雇用に対する企業の期待やそれに対応する難民自身の潜在能力の高さ、自治体による人口減対策としての積極的難民受け入れの傾向について、統計と行政担当者からの聞き取りを踏まえた議論が展開されている。しかし、まさに難民受け入れが佳境を迎えていた時期に論考が執筆されていることから、職業教育については主に、出身国で学校教育を経て職業経験を積んだ成人難民の社会統合に論述の重点が置かれている。他方で、ドイツの学校から社会への出口にあたる職業教育やその制度については従来も注目されることが多く、関連する報告や論考は数多い。しかし職業教育における難民や移民の存在に注目した研究は見当たらない<sup>10</sup>。そこで本稿では、学校教育から職業教育への移行に注目し、難民の社会統合の視点からの現状と課題を精査する。

後述するように、ドイツで職業教育を所管する連邦教育研究省や連邦雇用エージェンシーは各種の学校教育修了資格を得て「職業養成」段階に入った難民の存在について、全体の人数などは提示するが、職種などに関わる統計を示しておらず、彼らが職業養成においていかなる状況にあるのか、その実態を統計のみから把握することは難しい<sup>11</sup>。そこで本稿では、職業養成全体の動向を確認したうえで、ハレ市の事例などを参考にしながら、公表された統計を読み解き、可能な範囲で、難民が置かれている状況の把握を試みる。

次項では、教育制度における職業教育の位置を確認し、ドイツの職業教育の大きな特徴とされるデュアルシステムの概要を整理する。次々項では、デュアルシステムの現状とその制度が現在抱えている問題を指摘する。そのうえで、ハレ市の移民・難民を対象とする教育報告書および同市にある職業学校 G の現状なども踏まえて、難民の社会統合から見た職業教育の現状と課題、展望を考察する。

## 2. 教育制度における職業教育の位置

ドイツの職業教育は、「職業教育法 (Berufsbildungsgesetz)」および「社会法典第三編 (Sozialgesetz III)」に基づく<sup>12</sup>。職業教育法第 1 条では、職業教育を 4 段階に分けて定義している。すなわち、「職業養成準備 (Berufsausbildungsvorbereitung)」、「職業養成 (Berufsausbildung)」、「専修教育 (Fortbildung)」、「転職向け再教育 (berufliche Umschulung)」である<sup>13</sup>。このなかで、「職業養成準備」は他の 3 段階と異なり、2002 年に成立した「労働市場の近代的服務第二法 (Zweites Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt)」に基づき、2003 年に職業教育法および社会法典第三編に加えられた<sup>14</sup>ものである。「職業養成準備」が対象とするのは、義務教育卒業にあたる基幹学校修了資格取得<sup>15</sup>に至らない、あるいは修了しても「職業養成」に必要な実習先を確保できないなど、いわば学校教育と職業教育の狭間に陥って、従来の職業教育のルートを進むことに支障が出た人々である。そしてこの事態は、難民としてドイツに入国した人々の多くが抱える問題であるとも推測される。そこで本稿ではまず、先行研究を参照する形でドイツの教育制度の特徴を概観し、従来の「職業養成」の現状を整理する。

労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態』第二章で町田等は、学校教育制度について、日本は「単線型」、ドイツは「分岐型」と整理している<sup>16</sup>。すなわちドイツでは、義務教育を開始し、多くの州では 4 年間とされる基礎学校を卒業し、中等教育第一段階に入ると、大学進学を目指すギムナジウム (Gymnasium)、「中級技術者を目指す」実科学学校 (Realschule)、「職人・熟練工を目指す」<sup>17</sup> 基幹学校 (Hauptschule) に進学先が分かれる。上

記3つの課程を組み合わせた学校も数種設置されており、州によって設置形態や学校種名も異なる<sup>18</sup>。しかし基幹学校修了資格が最短期間で取得可能な学校教育修了資格であり、また実科学校修了資格やアビトゥーアによる大学入学資格など、州を横断した、連邦としての教育の大枠は確立している。

日本では義務教育卒業までは原則、文部科学省の学習指導要領に基づいたほぼ同一の学習課程を経るが、ドイツでは義務教育の途中ですでに、将来の進路を見越した学校制度が構築されている。早期の進路選択が適正に機能するかの疑問もあり、そこから、同一の学校内に複数の課程の設置がなされている場合もあるが、少なくとも前述した基幹学校修了資格を得ることで、生徒は「職業養成」段階に入ることができる。その際、二つの方法が可能である。一つは職業専門学校（Berufsfachschule）などの全日制職業学校への進学であり、もう一つはデュアルシステムと呼ばれる、職場における実務を兼ねた実習と学校教育とを組み合わせた制度での養成である。

全日制の職業教育については、職種によって大別される。介護職や看護職などの健康に係る専門職は、職場での実習ではなく、全日制の学校教育が義務付けられており、所管する省庁も連邦保健省である。他方、それ以外の職種については、職業専門学校などの連邦教育研究省や各州の教育省が所管する学校がある。職業専門学校は基幹学校修了資格を得ているが、職業の実務経験がない生徒を受け入れ<sup>19</sup>、最低でも1年間は通学することで職業養成を可能にしている。

それに対しデュアルシステムとは「二元制度」の意味で、労働政策研究・研修機構はこれを、「①訓練の場が職業学校と企業であること、②職業学校では理論を学び、企業では実践を学ぶこと、③職業学校は州の主管であり、企業での職場実習は連邦政府（連邦教育研究省）の主管であること、という3つの二元性」<sup>20</sup>として整理している。養成に必要な経費も、企業と連邦がそれぞれに負担している。

デュアルシステムを希望する生徒は養成先を自ら探し、職業養成契約（Berufsausbildungsvertrag）を結ばなければならない。連邦雇用エージェンシーや傘下の諸機関の支援はあり、それらから提供される情報に加え、様々なメディアを用いた募集広告、個人的な関係などを手掛かりに、自らが思い描くキャリア像に合致する養成先を見出す必要がある。職業養成契約を結ぶことができれば、通常週3～4日は実習先の職場で実務経験を積み、週1～2日は職業学校で理論等を学ぶ。養成期間の長さは職種により異なるが、期間中は企業から養成手当（Ausbildungsvergütung）が支給され、社会保障制度の対象となる。手当の金額は、労働組合との労働協約によって決められている<sup>21</sup>。

### 3. デュアルシステムの現状と課題

デュアルシステムは当然のことながら社会の変化とともに変容していく。その現状と課題について、整理したい。

第一に、デュアルシステムにより職業教育を受ける生徒数が減少している。これは、システム独自の問題ではなく、ドイツの教育全体が重要な変革期にあることと連動している。連邦教育研究省によると、2019年に中等教育段階を経て職業教育あるいは大学などの各種教育課程に進んだ人数は総計1,983,564人で、2005年の1,977,482人と比較すると、0.3%ほどの増はあるが、ほぼ変わっていない<sup>22</sup>。それに対し大学進学者は511,761人となったが、これは2005年の366,242人の139.7%にあたる。わずか14年で大学進学者が約4割増加したのである。並行して大学入学資格の取得者も増加している。2005年に大学入学資格を取得した者は454,423人であっ

たが、2019年には、その107%にあたる486,261人となった。一方、職業教育を受ける者は全体で730,260人であり、2005年の739,168人の98.8%である。またその内訳をみると、職業教育の内容が変わりつつあることが分かる。介護職や看護職のための全日制学校での教育を選んだ者は186,048人で、2005年の142,710人の約130%である。前述のようにドイツは日本と同様に高齢化社会を迎えており、特に介護職の需要は高い。それに対し、デュアルシステムに進んだ者は492,276人で、2005年の517,342人の95.2%にとどまっている。

注目すべきは、デュアルシステムで職業養成契約を結ぶ生徒の学歴が基幹学校修了のみならず、より高度な実科学校修了資格や大学入学資格取得者へと広がっていることである。連邦教育研究省は最新の情報として2018年の数字を発表しているが、デュアルシステムでの職業教育へ進んだ者のうち、基幹学校修了資格のみを持つ者23.0%に対し、実科学校や専門大学の学校部修了を意味する「中等教育修了資格 (Mittlerer Abschluss)」を持つ者は46.3%、さらに専門大学 (Fachhochschule) および一般大学入学資格を持つ者も22.8%で<sup>23</sup>、基幹学校修了資格者の割合は非常に小さくなっている。

養成希望者の学歴が全体として上昇傾向にあることは、前述のように大学入学者が大幅に増加していることとも合致している。他方、大学入学者が増加していても、ドイツの大学制度において、それは大学卒業を担保するものではない。実際、2018年に総合大学の学部では、学生の32%が、また専門大学では23%が学業を断念した。全体では27%である<sup>24</sup>。これら、大学での学業を断念した者たちも多くが職業教育に移行する。職業教育の質は、明らかに変わりつつあるのである。

では、現在のデュアルシステムで、養成の希望が多い職種は何であろうか。2019年の男女別上位20種を確認し、2005年のデータと比較する<sup>25</sup>。

	2019年		2005年	
	女性	男性	女性	男性
1	営業事務	自動車メカトロニクス士	営業事務	自動車メカトロニクス士
2	医療専門職員	情報専門職員	小売業営業	小売業営業
3	小売業営業	電子工学技術者	医療専門職員	工業機械工
4	歯科専門職員	小売業営業	理容・美容師	調理師
5	販売員	衛生・暖房・空調設備工	販売員	衛生・暖房・空調設備工
6	製造業営業	工業機械工	食品加工専門販売員	電子工学技術者
7	理容・美容師	販売員	歯科専門職員	営業事務
8	ホテル専門員	保管ロジスティクス専門職員	製造業営業	指物師・家具工
9	行政職員	メカトロニクス士	ホテル専門員	塗装工
10	卸売・貿易営業	卸売・貿易営業	銀行員	卸売・貿易営業
11	銀行員	営業事務	卸売・貿易営業	金属加工士
12	税理専門職員	製造業営業	レストラン専門員	製造業営業
13	食品加工専門販売員	指物師・家具工	弁護士助手	情報専門職員
14	弁護士助手	産業設備電子工学技術者	税理専門職員	販売員
15	獣医科専門職員	調理師	調理師	メカトロニクス士
16	保険・金融商品営業	機械加工士	行政職員	産業設備電子工学技術者
17	輸送・ロジスティクスサービス営業	倉庫管理専門職員	飲食兼旅館業専門職員	保管ロジスティクス専門職員
18	眼鏡士	塗装工	保険・金融商品営業	パン職人
19	自動車関連営業	金属加工士	薬剤販売関連職員	銀行員
20	社会保険専門職員	銀行員	フローリスト	機械加工士

男性のランキングで非常に顕著であるのは、14年間で高度に発達した情報科学や物流のグローバル化の影響の大きさであり、それに対する、特に手仕事や加工技術を中心とする既存の職種の希望者の減少傾向である。2019年第2位の情報専門職員は2005年には第13位であり、2019年には保管ロジスティクス専門職員 (17位→8位) や倉庫管理職員 (21位以下→17位) の希望者

も大幅に増加した。他方で、調理師、指物師、塗装工、パン職人、といった伝統的な食文化や住文化を支えてきた職種については後継者の減少傾向が示されている。女性のランキングでも2019年には17位に輸送ロジスティクス関連企業の営業職が入ってきた。他方で、2005年に6位であった食品加工専門販売員は2019年には13位に下降している。この職種は主に、ハムやソーセージなども含めた食肉店やパン店、菓子店での販売等に関わる職<sup>26</sup>であり、食文化に深く関わる職種の一つと言える。またレストランならびに飲食兼旅館業（Gastgewerbe）の従業員、調理師、フローリストなど、従来から女性の活躍が多かった職種は上位20位には入っていない。

伝統的職種の下落傾向は、職業養成契約の提供を提示したにもかかわらず契約に至らなかった企業の数や職種からも明らかである。2019年に提供された養成ポストで空席のままであったのは、板金工38.4%、販売員37.6%、食肉業37.5%、レストラン従業員33.3%、セメント・鉄筋コンクリート工29.0%である<sup>27</sup>。

養成契約の提供が可能である伝統的職種のポストが空席となる一方、情報通信技術を直接間接に駆使する必要があると思われる多くの新たな職種に養成の希望者が集まる傾向は、男女ともに、デュアルシステムによる職業教育を受けようとする人々が、義務教育修了資格のみならず、実科学校修了資格あるいは一般または専門大学入学資格を手にしており、場合によっては数セメスター、大学での専門教育を受けた経験さえあることも大いに影響していると考えられる。また女性の場合は、職業選択におけるジェンダーの影響が弱まってきていることも、職業選択の傾向の変化に与っていると考えられよう。

デュアルシステムによる職業養成で求められるスキルの変化と並行して、再度、2003年に職業教育法に導入された新たなカテゴリー「職業養成準備」に注目したい。既述のように、このカテゴリーは、社会法典第三編にも導入された。同法典第51条職業養成準備措置の規定によれば、「各州の学校の下におらず」、「職業教育の成功を期待されたままの状態にされている」<sup>28</sup>者が対象となる。すなわち対象となるのは、学校の修了資格を得ることができないまま学校を離れた者、あるいは学校の修了資格を得た場合も、その後に企業との職業養成契約に至らなかった者などである。難民としてドイツに入国した者にとり、ドイツの学校教育に迅速に対応し求められる知識を短期間にドイツ語で習得することは、極めて高いハードルであるといえる。また、デュアルシステムが求めるスキルの高度化は、このハードルをさらに高める傾向にある。「職業養成準備」の人数は、難民の社会統合の状況を示す一つの指標となりえよう。

次項では、「職業養成準備」の存在をも視野に収めつつ、難民を含む外国籍および移民の背景を持つ若者について、職業教育をも含む各種教育を通しての社会統合の可能性を論じる。その際、議論が抽象的にならないよう、必要に応じて、ザクセン＝アンハルト州ハレ市という中規模地方都市での現状に関する情報や調査結果も参照する。

#### 4. 「職業養成準備」と学校での普通教育

ドイツで基幹学校修了資格を取得し職業教育を開始可能となるのは最短で15歳以降である。既述のように、少なくとも基幹学校修了が職業養成の前提となる。しかし義務教育であっても、一定の学力を確認することができなければ、基幹学校修了資格を得ることはできない。また基幹学校や実科学校などの修了資格を得たとしても、デュアルシステムの実習先として公に認められている企業や事業所との養成契約が締結できなければならない。そのため、学校教育と職業教育の狭間に落ち込んだ若者たちを支援するために「職業養成準備」というカテゴリーが設けられて

いる。

「職業養成準備」段階にいる者は、ブランデンブルク州を除く州においては「職業準備年 (Berufsvorbereitungsjahr、以下 BVJ)」と呼ばれる支援を受けることができる。例えばザクセン＝アンハルト州では、各種の職業学校 (Berufsbildungsschule) に併設される BVJ 用のクラスに通学し、基幹学校や実科学校などの修了資格を得るべく教育を受ける。ドイツ語の運用能力が十分でなく BVJ 用の通常授業を理解することが困難な者のために「職業準備年言語クラス (以下、BVJ-S)」も設けられており、ここで集中的にドイツ語の習得を行う。BVJ-S により一定程度のドイツ語の理解力が備わると、BVJ に移行することができる。

2003 年、職業教育法に「職業養成準備」が加わり、制度が定着したと思われる 2005 年から連邦教育研究省は報告書に該当者の存在を「移行領域 (Übergangsbereich)」として分類している。2005 年の人数は 417,649 人である<sup>29</sup>。各州文部相会議の統計によると、同年に通学義務のある 18 歳を過ぎても基幹学校修了資格を得ることができなかった者は約 78,500 人である<sup>30</sup>。彼らも含め、「移行領域」には原則 15 歳から 24 歳までの、修了資格を持たないまま学校を離れた者、ならびに各種の学校修了資格を得てはいるがデュアルシステムでの実習先との養成契約に至らなかった者たちなどが加わっている。

「職業養成準備」というカテゴリーが設置される前の学校教育の状況に目をやると、制度変更の必然性が見えてくる。各州文部相会議の統計によると、1992 年に基幹学校修了資格を取得できなかった生徒は約 63,100 人であるが、その後、この数は大幅に増加する。翌 1993 年には約 72,800 人、1999 年には約 83,200 人、2001 年に約 88,500 人に達する<sup>31</sup>。その後は下降して、2005 年の約 78,500 人に至るのである。

この背景には、東欧革命による東欧諸国の体制転換後に、ドイツ政府がドイツ系住民にドイツ国籍を認めたことで大量の帰還移住者がドイツに流入したこと、またユーゴスラヴィアの内戦により多くの庇護申請者が入国したといった事情がある。帰還移住者はドイツ国籍であるが、ルーマニアのドイツ系住民のように、ドイツ語運用能力を高い程度で保持していた人々もいる一方、旧ソ連地域から帰還した人々の多くはドイツ語運用能力の保持をソ連政府により意図的に阻止されてきた<sup>32</sup>。またユーゴスラヴィアの内戦を逃れてきた人々の多くはもとよりドイツ語話者ではない。そのため、就学義務のある若い世代は学校での学習に適応するために多くの障壁を乗り越える必要があったのである。

帰還移住者の入国が減少し、コソボ紛争が 1999 年 6 月に一応の収束を迎えるなかで、基幹学校修了資格を取得できない若者は減少していく。2005 年には約 78,500 人だったが、2008 年には約 64,400 人、2013 年には約 46,300 人となる<sup>33</sup>。翌 2014 年にはすでに 20 万件をこえる庇護申請が受理されている<sup>34</sup>。この年は前年より約 600 人増の約 46,900 人、2015 年は約 47,400 人が基幹学校修了資格を得ることができなかった。未曾有の規模の庇護申請がなされた影響が大きく表れたのは、2016 年である。この年、約 49,200 人が、また 2017 年には約 52,700 人が基幹学校修了資格を得ていない。2018 年にこの数はさらに増加し、約 53,600 人となっている<sup>35</sup>。

ただし難民が皆、出身国で十分な教育を受けていないと考えるべきではない。ドイツに入国した 18 歳以上の難民約 4,000 人を対象に学歴の調査が行われているが、それによると、高等学校レベルの学校に通学経験がある者が 40%、また修了した者は 35% である<sup>36</sup>。修了者は 12 年以上通学しており、大学入学資格相当と考えられる。中等教育修了者も 23% いる。他方で、通学歴が皆無の者も 13% いる。すなわち難民の 35% は大学進学資格を有するが、学校の修了資格のな

い者も 39% に上る。出身国の社会情勢などが大きく異なり、また同じ出身国でも社会に大きな格差があることで、難民の教育基盤は二極分化している。若者の教育を考える際にも、若者自体が出身国で適切な学校教育を受けており、ドイツ語という新たな言語の習得がハードルになっている場合もある。他方で、出身国の社会の状況ばかりでなく、内戦からの避難や長距離の移動などにより、学校教育を受けることができなかつた者もいる。ドイツでの学校教育を修了するべく彼らの潜在能力を十分に引き出すための支援があれば、学業の成果を上げる可能性が高い者たちも一定数いるはずである。

基幹学校修了資格を得られない者の増加は、移行領域に分類される者の増加につながる。連邦教育研究省が移行領域としている人数は、2019 年に 255,282 人だったが、これは 2005 年の 417,649 人の 61.1% である。移行領域の人数は 2005 年の 417,649 人から 2013 年の 255,401 人<sup>37</sup> まで下がり続けていたが、難民の受け入れが増えた 2014 年に微増し、2015 年に多くの難民がドイツに受け入れられると急増して 266,194 人に、2016 年は 302,881 人となった<sup>38</sup>。注目すべきは、2017 年になると移行領域の人数が減少して 283,138 人に、また 2018 年には 263,934 人となっていることである。2019 年にはさらに減少して 255,282 人となった<sup>39</sup>。2018 年の庇護申請は 185.853 件であり難民の受け入れは抑制されつつあったが、前述したように基幹学校修了資格を得ることができなかつた者は前年よりおよそ 900 人増えて、約 53,600 人となっている。時間をかけて学び修了資格を手にすることで、次の「職業養成」段階へ入っていった者も多いと推測される。

以上のような状況を踏まえて、ハレ市の状況を確認したい。以下の表は、2012 年夏から 2017 年夏にかけての各学校年における中等教育第一段階の修了状況を示している<sup>40</sup>。

ハレ市は 2011 年末の人口が 231,639 人という中規模の地方都市である<sup>41</sup>。2016 年末までにおよそ 4,000 人の難民を受け入れているが、その影響は 2017 年の中等教育第一段階における修了状況に顕著に表れ

年	修了生数					
	総生徒数		修了資格なし			
	内、外国籍	実数	割合%	外国籍	割合%	
2012	1,435	63	88	6.1	5	7.9
2013	1,425	48	81	5.7	2	4.2
2014	1,526	66	91	6.0	10	15.2
2015	1,653	68	93	5.6	10	14.7
2016	1,778	69	105	5.9	21	30.4
2017	1,858	89	132	7.1	49	55.1

ている。2016/2017 年度に中等教育第一段階を修了予定の外国籍の年齢の生徒は 89 人と、前年より 20 人増えているが、その半数以上は基幹学校の修了資格を得ることができなかつたのである。とはいえ、内戦などの危機的状況のなか、特別な準備もなくドイツにたどり着いた若者たちが、ドイツ語で中等教育を受けて、すぐにその内容を理解するという状況が実現困難であろうことは理解できる。

ハレ市は所在するザクセン＝アンハルト州の統計に言及しているが、それによると、それまで減少傾向にあった同州の各職業学校の生徒数が 2016/2017 年度に増加し、その 5.5% にあたる約 2,600 人が外国籍であった。しかしその約 60% にあたる約 1,600 人は、正規の職業養成課程ではなく、職業養成準備年 BVJ および BJV-S に在籍しているという<sup>42</sup>。彼らをいかに、本来の職業養成課程に導くか、それが、難民さらに移民の社会統合にとって重要な一里塚となる。

ところで、移行領域には、学校の修了資格未達成の若者のほかに、職業養成先との契約が不成立であった若者も含まれる。この点に関して、職業教育を所管する連邦教育研究省は重要な指摘を行っている。すなわち、移民の背景を持つ若者たちが職業養成に入ろうとすると、彼らが学校成績以外の諸要素によって不利益を受けている、というのであり、この指摘を、ハレ市の移民統合専門官事務所も支持し、自市に関する報告書で引用している。

【移民の背景を持つ若者たちの一筆者注】企業内養成への移行は、移民の背景を持たない若者と比較すると、相変わらず、稀であるか、あるいは、著しい遅滞後に可能となる。とりわけ彼らが移行領域措置となる率はおよそ2倍である。それは、学業成果の少なさや、社会的状況や職業教育計画の逸脱などに帰することができず、機会の不平等が関わっていることを、数多くの研究が明らかにしている。(中略) 移民の背景を持つ若者は、企業内養成への参入率が停滞しているが、一方で、いわゆる非新卒者 (Altbewerber) の率は減少している。移民の背景を持たない若者に比べて、移民の背景を持つ若者は相変わらず2倍も、職業教育の修了資格を持っていないのである。<sup>43</sup>

この指摘は「移民の背景を持つ」若者に関するものであるが、難民として入国した人々はさらに厳しい立場に置かれていると推定される。「移民の背景を持つ者」には親世代が移民経験を持つが、自らはドイツで出生し成長している者も含まれる。また、移民として入国した人々のなかにはドイツ国籍の者も含まれているが、難民として入国した人々は全員が外国籍であり、ドイツ社会に居場所を得るためにはさらに高いハードルが控えていると思われる。それゆえに、職業養成を始まる態勢を整えるための支援はより重要になるであろう。

## 5. 外国籍の被養成者とデュアルシステム

前項で示したように、難民として入国した若者たちは、社会統合に向かい職業教育を始めるために学校修了資格を得る必要があり、さらにその前提となるドイツ語習得にも多くの時間が必要である。連邦教育研究省も、今はそのための支援を中心に動いている。しかし、この高いハードルを乗り越えた者もすでに多くいる。2019年にデュアルシステムを希望した511,799人のうち、89,744人が外国籍であり、そのうちの38,113人は難民の背景を持つ者であるという<sup>44</sup>。外国籍のおよそ42.5%は難民が占めている。

では、「職業養成」に入った難民の若者たちは、どのような職種のどのような訓練を受け、将来の展望を持っているのだろうか。この点に関して、本稿の最初の項で言及したとおり、連邦教育研究省は公式の報告を出していない。毎年刊行される『職業教育報告書』を2015年から2020年分まで確認しても、難民はもとより、「移民の背景を持つ者」と「移民の背景を持たない者」とを区分した統計も提出されていない。同様のことは同省の傘下にある連邦職業教育研究所が刊行した520頁余りに及ぶ『職業教育報告書のためのデータレポート』数年分においても確認した。後者の2020年版では、移民の背景を持つ者のほかに難民の若者についても1節が割かれている。しかし難民が養成を希望する職種に関する具体的なデータは示されていない。ドイツ語の習得や学校教育の修了への支援の必要性を示すデータが優先されている。注目すべきは、難民の職業養成を支援する6つのプロジェクトの紹介があるなかで、その5つまでは職業選択のための適性判断をするセミナーや職業にとって必要な言語習得の支援であるが、残りの1つは金属やコンクリート、木材を用いた手仕事を経験することで手工業における養成の準備をするプログラムであることである。プログラム「手工業における若き難民のための展望 (Perspektive für junge Flüchtlinge im Handwerk)」は連邦移民難民庁と連邦雇用エージェンシー、ドイツ手工業組合が共同しているプロジェクトである。後継者の減少を踏まえ、手工業組合と連邦政府が主導して、難民の若者に手工業でのキャリア形成の手がかりを提供している<sup>45</sup>。

難民に限定した数値は公開されていないが、2007年以降、ドイツ国籍と外国籍の男女別に、



その職業養成希望者の職種別ランキングは連邦職業教育研究所ホームページで公開されている<sup>46</sup>。2019年の人気職種上位20は以下の通りである。

	外国籍		ドイツ国籍	
	女性	男性	女性	男性
1	歯科専門職員	自動車メカトロニクス士	営業事務	自動車メカトロニクス士
2	医療専門職員	電子工学技術者	医療専門職員	情報専門職員
3	営業事務	衛生・暖房・空調設備工	小売業営業	小売業営業
4	理容・美容師	販売員	販売員	電子工学技術者
5	販売員	調理師	製造業営業	工業機械工
6	小売業営業	小売業営業	歯科専門職員	衛生・暖房・空調設備工
7	ホテル専門員	理容・美容師	理容・美容師	販売員
8	食品加工専門販売員	塗装工	行政職員	保管ロジスティクス専門職員
9	税理専門職員	情報専門職員	卸売・貿易営業	メカトロニクス士
10	調理師	保管ロジスティクス専門職員	銀行員	卸売・貿易営業
11	レストラン専門員	ホテル専門員	税理専門職員	製造業営業
12	薬剤販売関連職員	機械・設備操縦士	ホテル専門員	営業事務
13	製造業営業	倉庫管理専門職員	食品加工専門販売員	指物師・家具工
14	銀行員	金属加工士	弁護士助手	産業設備電子工学技術者
15	卸売・貿易営業	飲食兼旅館業専門職員	獣医科専門職員	機械加工士
16	弁護士助手	営業事務	保険・金融商品営業	調理師
17	飲食兼旅館業専門職員	工業機械工	眼鏡士	倉庫管理専門職員
18	輸送ロジスティクス営業	パン職人	自動車関連営業	銀行員
19	飲食チェーン専門員	左官・レンガ職人	輸送ロジスティクス営業	金属加工士
20	眼鏡士	自動車運転手	社会保険専門職員	塗装工

ドイツ国籍を有する者ということは、「移民の背景」の有無を問うていない。他方で外国籍を有する者には、EU域内出身者等も含まれる。しかし前述のように2019年にデュアルシステムによる職業養成を希望した外国籍者の約42.5%は難民であるため、一定の傾向を類推する手がかりを見出すことはできる。

ドイツ籍男性人気2位の「情報専門職員」は、外国籍男性が希望する上位20の職種には含まれていない。他方で、外国籍男性の養成希望が多い「理容・美容師」「パン職人」「左官」はドイツ籍男性の上位にはない。外国籍男性人気5位の「調理師」と8位の「塗装工」は、ドイツ籍男性においては16位と20位である。ドイツ籍男性人気14位の「指物師」はドイツの手仕事文化を代表し長い伝統を持つ職種の一つであるが、外国籍男性の人気は24位のため、提示した表には記載されていない。女性に関し注目すべきは、外国籍女性の養成希望が多い「調理師」「レストラン専門員」「薬剤販売関連職員」「飲食兼旅館専門職員」「飲食チェーン専門員」がドイツ籍女性の希望上位に含まれていないことである。また前述した「食品加工専門販売員」の希望率も外国籍女性の方がドイツ籍女性より上位にある。他方でドイツ籍女性の希望が多い「獣医科専門職員」「保険・金融商品営業」は外国籍女性の人気上位には含まれていない。「行政職員」や「社会保険専門職員」は業務の性質上、非ドイツ国籍保持者の参入が難しいが、全体として外国籍を有する者は、伝統的な職人と見なされる職種や接客を中心とする職種で養成を受ける傾向にあるといえる。外国籍を有する者に含まれる難民には、特に母国での準備などなくドイツ語での学校教育を始めた者も多いと思われる。そのため、選択可能な職種も、ドイツ語で習得すべき専門知識の性質の違いにより、制約を受ける可能性が高いと考えられる。前述の「手工業における若き難民のための展望」のようなプログラムも踏まえると、外国籍を有する者全般に比べ、難民はさらに、手工業などの「ものづくり」に関わる職種への誘導が行われているように思える。

この傾向は、2018年秋にハレ市で職業学校Gを見学した際にも感じるものがあつた。コン

ピューターや自動車関係のコースには、外見から判断してドイツ系あるいはEU内出身と思われる生徒たちが多数参加していたが、木工や金属加工の教室では、外見からアフリカや中東出身を思わせる生徒が多く、職業コースによって教室の雰囲気はかなり異なっていたのである。既述のように、産業社会もデュアルシステム全体も、情報化社会に対応する形で「ものづくり」から離れ、それにつれて学校教育もより高度な情報知識とスキルを求められるなか、職業教育自体が、内容も担い手も「二極化」の傾向にある。

職業教育に見られるこのような「二極化」の傾向は当然のことながら、受け入れられた難民や移民の在住期間が長くなることで解消していく可能性が高い。また連邦政府が主導し、各州では現在、難民や移民の子供たちの就学前教育に注力している<sup>47</sup>。これらの子供たちを就学前からドイツ語ドイツ文化になじませ、小学校にあたる基礎学校入学時に、移民の背景を持たない子供たちと同じスタートラインに立たせることが目的であり、その意図や効果は十分に理解できる。

しかし、そのことがあっても、今、ドイツ社会のなかで居場所を求める若者たちをどのように支援するか、という問題の重要性が減じるわけではない。ドイツは今、これらの若者たちをどのように支援し、社会統合につなげるかで大いなる模索を続けている。その試みは、労働力不足を外国人労働力の導入で補おうとしている日本の社会にも、さまざまな示唆を与えてくれるだろう。

## 註

- 1 連邦移民難民庁（以下、BAMF）の統計。BAMF: Entwicklung der Asylantragszahlen seit 1953, in: *Aktuelle Zahlen*. 9 / 2020. S.5. [https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Statistik/AsylinZahlen/aktuelle-zahlen-september2020.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Statistik/AsylinZahlen/aktuelle-zahlen-september2020.pdf?__blob=publicationFile&v=3) (2020年10月18日)
- 2 BAMFは、2015年に難民受け入れ用EASYシステムに登録された人数を約89万人としている。Vgl. BAMFのHP „Migrationsbericht 2015“. <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Forschung/Migrationsberichte/migrationsbericht-2015.html?nn=403964> (2020年10月18日)
- 3 BAMF: Entwicklung der Asylantragszahlen seit 1953, S.5.
- 4 この問題を扱った研究は日本でも複数あり、とくに少子高齢化を背景とする年金制度改革や家族政策が注目されている。以下の例を参照。宮本十至子「少子高齢化社会における年金と課税ードイツの経験を中心に」、『日本年金学会誌』第31号、2012、22-27頁および本沢巳代子「ドイツの少子高齢化と家族政策」、日本ドイツ学会『ドイツ研究』第51号、2017、137-147頁。
- 5 Statistisches Bundesamt: *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit. Bevölkerungsforschung auf Grundlage des Zensus 2011*, 2018, S. 8. [https://www.destatis.de/DE/Themen/GesellschaftUmwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/\\_inhalt.html#sprg262478](https://www.destatis.de/DE/Themen/GesellschaftUmwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/_inhalt.html#sprg262478) (2020年10月18日)
- 6 Ebenda.
- 7 2015-2017年度東北大学高度教養教育開発推進事業「グローバル共生社会の理解を重視した高校における非英語外国語教育導入プログラムの開発ードイツ語・フランス語導入を通しての多文化社会EUの理解ー」、代表：藤田恭子、研究分担：佐藤雪野・大河原知樹・寺本成彦（以上、本研究科）。当時ハレ=ヴィッテンベルク大学オリエン特研究所客員教授だったクノスト博士よりハレ市の様々な試みについて情報を得て、2016年8月に現地調査を行った。この調査が発展し、以下のプロジェクトにつながった。2017-2020年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「EUにおける難民の社会統合モデルードイツ・ハレ市の先進的試みの可能性と課題ー」、研究代表者：佐藤雪野、研究分担者：大河原知樹・寺本成彦・石川真作（東北学院大学経済学部）・藤田恭子、研究協力者：Thomas Bremer・Stefan Knost・Peter Grüttner（いずれもハレ=ヴィッテンベルク大学）。上記プロジェクトの2018年度までの成果については、日本ドイツ学会でフォーラムを開催し発表し、同フォーラムを踏まえて、同学会誌にも寄稿した。藤田恭子・佐藤雪野・大河原知樹「ドイツ・ハレ市における移民・難民の社会統合ー

- フィールドワーク中間報告」、日本ドイツ学会『ドイツ研究』第54号、2020、65-72頁。なおCovid-19により、2020年度の調査は断念せざるを得ない。
- 8 藤田恭子・佐藤雪野「旧東ドイツ地域・ハレ市における移民・難民統合と教育」、東北大学大学院国際文化研究科『国際文化研究科論集』第26号、2018、45-54頁および既述の日本ドイツ学会におけるフォーラム発表（藤田恭子「学校教育機関の可能性と問題—初等および中等教育機関を中心に—」）。
  - 9 久保山亮「ドイツにおける難民の社会統合：労働市場統合と自治体の役割に焦点をあてて」、難民研究フォーラム『難民研究ジャーナル』第6号、2016、100-134頁。
  - 10 ドイツの職業教育については、以下を参考にした。佐々木英一「職業教育・訓練の高度化とその政策的対応—ドイツのデュアルシステムの変化を中心に」、明治大学経営学部『経営論集』第66巻第1号、2019、57-84頁および労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査』、2008、特に町田敦子・田口和雄・天瀬光二「第二章 ドイツの公共職業教育訓練」137-208頁。<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2009/documents/057.pdf>（2020年10月18日）労働政策研究・研修機構の報告は他にも複数あるが、それらも含めて、研究者の論考にも多く引用・参照されている。
  - 11 連邦職業教育研究所の報告書でも、職業教育における難民の実態が分かりづらい原因の一つとして、「多くの重要な統計で『難民の』という特徴が用いられていない」ことを挙げている。Dionisius, Regina u.a.: *Weniger Geflüchtete im Übergangsbereich, mehr in Berufsausbildung? Welche Hinweise liefern amtliche Statistiken?*, Bonn; Bundesinstitut für Berufsbildung, 2018, S. 7. [https://www.bibb.de/dokumente/pdf/AB\\_4.1\\_Dionisius\\_Matthes\\_Neises\\_Gefluechtete\\_barrierefrei.pdf](https://www.bibb.de/dokumente/pdf/AB_4.1_Dionisius_Matthes_Neises_Gefluechtete_barrierefrei.pdf)（2020年10月18日）
  - 12 この点は、労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態』、137頁を参照した。
  - 13 Bundesministerium für Bildung und Forschung（以下、BMBF）：Das Berufsbildungsgesetz (BbiG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. Mai 2020 (BGBl I S.920.) , S. 8. [https://www.bmbf.de/upload\\_filestore/pub/Das\\_neue\\_Berufsbildungs-gesetz\\_BBIG.pdf](https://www.bmbf.de/upload_filestore/pub/Das_neue_Berufsbildungs-gesetz_BBIG.pdf)（2020年10月18日）労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態』では、準備段階を除いた三段階となっているが、それは後述のように、この「職業養成準備」が義務教育にあたる基幹学校修了資格を得ることができなかった生徒などを対象としており、日本の状況を踏まえば、「職業教育」はあくまでも義務教育修了を前提として考えられているためではないかと推測される。
  - 14 連邦職業教育研究所が提供している条文と解釈を参照。*Gesetzliche Verankerung der Berufsausbildungsvorbereitung* [https://www.bibb.de/dokumente/pdf/gesetz\\_bav.pdf](https://www.bibb.de/dokumente/pdf/gesetz_bav.pdf)（2020年10月18日）
  - 15 ドイツでは州により義務教育の年限や入学時期も異なる。しかし5歳から7歳にかけて基礎学校に入学し、最低でも9年間は全日制学校への通学義務がある点では共通している。Vgl. Vosskenkuhl, Andreas: (Berufs-) Schulpflicht in Deutschland, in: *Berufsbildung in Wissenschaft und Praxis*, Nr.6/ 2010, Bundesinstitut für Berufsbildung, S. 53-54. <https://www.bwp-zeitschrift.de/de/bwp.php/de/bwp/show/6512>（2020年10月20日）州によって名称が異なる例もあるが、全日制学校への通学を義務付けられている生徒が最短で取得可能な資格が、基幹学校修了資格である。
  - 16 労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態』、140頁。
  - 17 同上。
  - 18 例えばザクセン＝アンハルト州では、ギムナジウムの他に、複数の課程を組み合わせた総合制学校（Gesamtschule）、共同体学校（Gemeinschaftsschule）、中等学校（Sekundarschule）がある。
  - 19 連邦教育研究省 HP に記載された定義による。<https://www.datenportal.bmbf.de/portal/de/G43.html>（2020年10月21日）
  - 20 労働政策研究・研修機構『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態』、142頁。
  - 21 同上。
  - 22 本段落で記載した人数はすべて以下に拠る。BMBF: *Berufsausbildungsbericht 2020*, S. 30. [https://www.bmbf.de/upload\\_filestore/pub/Berufsausbildungsbericht\\_2020.pdf](https://www.bmbf.de/upload_filestore/pub/Berufsausbildungsbericht_2020.pdf)（2020年10月21日）
  - 23 A.a.O., S.32.
  - 24 BMBF: Tab 2.5.90. Studienabbruchquoten für deutsche Studierende im Erststudium nach Hochschularten und ausgewählten Abschlussarten. <https://www.datenportal.bmbf.de/portal/de/K255.html>（2020年10月21日）
  - 25 両年のデータは、連邦職業教育研究所が提供しているデータベースにより確認した。各年に新たに締結された職業養成契約のデータを集計したものである。URL は以下の通り。<https://www.bibb.de/de/1867.php>（2020年10月21日）

- 26 Vgl. 連邦雇用エージェンシー HP. <https://berufenet.arbeitsagentur.de/berufenet/faces/index?path=null/suchergebnisse/kurzbeschreibung&dkz=129226&such=Lebensmittelhandwerk> (2020年10月22日)
- 27 BMBF: *Berufsausbildungsbericht 2020*, S. 56.
- 28 Sozialgesetzbuch (SGB) Drittes Buch (III), § 51 Berufsvorbereitende Bildungsmaßnahmen. [https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_51.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_51.html) (2020年10月21日)
- 29 BMBF: *Berufsausbildungsbericht 2020*, S. 30. BVJ や BVJ-S は「職業養成準備」段階の生徒たちが利用できる支援制度であり、種々の理由から支援を受けない者たちも「職業養成準備」にいる者として「移行領域」に算入される。
- 30 Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland (以下、KMK): *Schüler, Klassen, Lehrer und Absolventen der Schulen 1999 bis 2008*, 2010, S. XV.
- 31 KMK: *Schüler, Klassen, Lehrer und Absolventen der Schulen 1992 bis 2001*, 2003, S. XIV.
- 32 旧ソ連において第二次世界大戦以降、ドイツ系住民がいかなる状況にあったかについては、近藤潤三『統一ドイツの外国人問題—外来民問題の文脈で—』木鐸社、2002年、342-356頁に詳しい。
- 33 2008年から2017年の統計については、以下を参照した。KMK: *Schüler, Klassen, Lehrer und Absolventen der Schulen 2008 bis 2017*, 2019, S. XXVIII.
- 34 BAMF: *Entwicklung der Asylantragszahlen seit 1953*, S.5.
- 35 KMK: *Schüler, Klassen, Lehrer und Absolventen der Schulen 2009 bis 2018*, 2020, S. XXVIII.
- 36 Brücker, Herbert u.a. (Hrsg.): IAB-BAMF-SOEP-Befragung von Geflüchteten 2016: Studiendesign, Feldergebnisse sowie Analysen zu schulischer wie beruflicher Qualifikation, Sprachkenntnissen sowie kognitiven Potenzialen, 2018<sup>2</sup>, S.26. [https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Forschung/Forschungsberichte/fb30-iab-bamf-soep-befragung-gefluechtete2016.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=14](https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Forschung/Forschungsberichte/fb30-iab-bamf-soep-befragung-gefluechtete2016.pdf?__blob=publicationFile&v=14) (2020年10月16日)
- 37 BMBF: *Berufsbildungsbericht 2015*, S.38.
- 38 BMBF: *Berufsausbildungsbericht 2020*, S.30.
- 39 Ebenda.
- 40 Stadt Halle (Saale): *Bericht zur Bildungssituation von Einwohner/innen mit Migrationshintergrund in der Stadt Halle (Saale) 2018*, S. 46.
- 41 Stadt Halle (Saale): *Stadt Halle (Saale) in Zahlen 2015*. [https://m.halle.de/VeroeffentlichungenBinaries/691/960/halle\\_in\\_zahlen\\_2015.pdf](https://m.halle.de/VeroeffentlichungenBinaries/691/960/halle_in_zahlen_2015.pdf) (2020年10月18日)
- 42 Stadt Halle (Saale): *Bericht zur Bildungssituation von Einwohner/innen mit Migrationshintergrund in der Stadt Halle (Saale) 2018*, S. 52.
- 43 Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration: *11. Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration – Teilhabe, Chancengleichheit und Rechtsentwicklung in der Einwanderungs-gesellschaft Deutschland*, 2016, S.294. <https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975292/729998/fcd6fab942558386be0d47d9add51bb/11-lagebericht-09-12-2016-download-ba-ibdata.pdf?download=1> (2020年10月20日)  
Vgl. Stadt Halle (Saale): *Bericht zur Bildungssituation von Einwohner/innen mit Migrationshintergrund in der Stadt Halle (Saale) 2018*, S. 51.
- 44 BMBF: *Berufsausbildungsbericht 2020*, S.20.
- 45 BiBB: *Datenreport zum Berufsbildungsbericht 2020. Informationen und Analysen zur Entwicklung der beruflichen Bildung*, 2020, S. 290-291. [https://www.bibb.de/dokumente/pdf/bibb\\_datenreport\\_2020.pdf](https://www.bibb.de/dokumente/pdf/bibb_datenreport_2020.pdf) (2020年10月17日)
- 46 以下の表のデータはすべて、同研究所のデータベースで検索した。なおデータベースの情報は、連邦教育研究省が把握しているデュアルシステムによる職業養成希望者の情報による。 <https://www.bibb.de/de/1867.php?> (2020年10月23日)
- 47 2017年4月に連邦家庭・高齢者・女性・青少年省の以下のプログラムが開始された。Bundesprogramm Kita-Einstieg. Brücken bauen in frühe Bildung. <https://kita-einstieg.fruehe-chancen.de/programm/ueber-das-programm/> (2020年10月22日)